

令和元年12月 第123回

大野・勝山地区広域行政事務組合議会 定例会 会議録

令和元年12月23日(月)

午前10時00分 開議

1. 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第7号 令和元年度大野・勝山地区広域行政事務組合一般会計補正予算
(第1号)

議案第8号 令和元年度 大野・勝山地区広域行政事務組合ふるさと市町村圏
振興事業特別会計補正予算(第1号)

議案第9号 大野・勝山地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費
用弁償に関する条例の制定について

議案第10号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第11号 大野・勝山地区広域行政事務組合廃棄物処理施設の設置及び管理
に関する条例の一部改正について

認定第1号 平成30年度大野・勝山地区広域行政事務組合一般会計及びふる
さと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第4 一般質問(質疑)
(討論、採決)

2. 出席議員(10名)

1番	中山光平君	2番	竹内和順君
3番	下枚一郎君	4番	近藤栄紀君
5番	山田安信君	6番	木戸屋八代実君
7番	林順和君	8番	廣田憲徳君
9番	高田育昌君	10番	野村勝人君

3. 説明のため出席した者

管理者	石山志保君	副管理者	山岸正裕君
参事	田中雄一郎君	参事	水上実喜夫君
愛護センター 所長	久保俊岳君	会計管理者	本多充君
参与	畑中六太郎君	参与	小沢英治君
事務局長	山村英幸君	事務局次長	嶋田敏文君

4. 書記

書記長	岸田尚悟	書記長補佐	山田明美
書記	岡吉男	書記	松川正

議事

(午前10時00分 開議)

○議長（近藤栄紀君）

おはようございます。

これより、令和元年12月第123回大野・勝山地区広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元にお配りしたとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、議長において

2番 竹内和順君

9番 高田育昌君

の両名を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、先刻、議会運営委員会において協議の結果、本日1日とすることで意見の一致を見ておりますので、そのようにしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（近藤栄紀君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3、

議案第7号 令和元年度大野・勝山地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）

議案第8号 令和元年度大野・勝山地区広域行政事務組合ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予

算（第1号）

議案第9号 大野・勝山地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第10号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第11号 大野・勝山地区広域行政事務組合廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

認定第1号 平成30年度大野・勝山地区広域行政事務組合一般会計及びふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について

以上、6件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（石山志保君）

第123回大野・勝山地区広域行政事務組合議会定例会の開会に当たり、最近の諸情勢や本組合の主要な事業の取り組み状況について、申し述べますとともに、提案いたしました各議案の概要についてご説明申し上げます。

最初に、天皇陛下におかれましては、10月22日の即位礼正殿の儀に臨まれ、招待された世界各国の代表などをご臨席される中、国の内外にご即位を宣明されました。

心よりお慶び申し上げます。

本年も多くの自然災害が相次ぎ、台風19号に伴う大雨などにより、各地に甚大な被害がもたらされました。

お亡くなりになられた方々に対して心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々へのお見舞いと、一日も早い復旧・復興をご祈念申し上げます。

それでは、本組合の主要な事業の取り組み状況について申し上げます。

本圏域の重要課題であります中部縦貫自動車道や国道・県道の幹線道路の整備促進などにつきまして、本年も国及び県に対する要望活動を行ってきました。

中部縦貫自動車道の整備につきましては、全体事業費が1,510億円から約800億円増額の2,310億円となる見通しが示されましたが、11月7日に開催された近畿地方整備局事業評価監視委員会において、大野油坂道路については、全体事業費の増加も含め事業継続が妥当と判断され、真に必要な道路として認めていただいたことに安堵しています。

今後、完成が予定される両市の道の駅と合わせ、本圏域の観光振興、地域振興に重要であり、また、災害時への対応や安全・安心な交通の確保の観点からも、早期の完成が必要な路線です。

本組合としましても、大野油坂道路の一日も早い全線開通に向け、関係機関に対し、全体事業費の増加により事業に遅れが生じないように、必要な予算確保と着実な事業推進を積極的に要望していきたいと考えていますので、今後とも議員各位のご支援とご協力をお願い申し上げます。

次に、ごみ処理の状況について申し上げます。

ごみ処理施設、ビュークリーンおくえつにおける本年11月末のごみ処理量は、1万4,263トンで、そのうち1万2,059トンを焼却処理し、1,949トンを再資源化しています。

前年度同期に比べまして、ごみ処理量が339トン、再資源化量が139トンと、いずれも減少しています。

ごみの総搬入量は、ビュークリーンおくえつ開設以来、減少傾向となっていますが、家庭からのごみの持ち込み量は年々増加し、平

成19年度1,607トンに比べ平成30年度には113トン増の3,428トンとなっています。

そこで、ごみの減量化に向け、無料区分の見直しを含むごみ持ち込み手数料の改正条例案を本定例会に提出しています。

ビュークリーンおくえつの排ガス、最終処分場エコバレーの水質等につきましては、いずれも自主基準値を下回る良好な状態を維持しています。

今後も安定した運転管理を行うとともに、環境保全に万全を期したいと存じます。

なお、公害防止協定の延長に向けた地元との協議につきましては、引き続きご理解いただけるよう努めているところです。

また、本年11月末のごみ処理施設ビュークリーンおくえつの施設見学者数は470人、リサイクル教室の紙すき体験者数は53人でした。

紙すき体験の数は、夏休み企画として、両市の小学校低学年を対象に募集し、3日間開催したものです。

今後も、こうした取り組みを継続し、ごみの減量や分別、リサイクルなどの環境問題に関する意識の向上につなげたいと考えています。

次に、介護保険認定審査と障害者介護給付市町村審査について申し上げます。

本年11月末の審査状況は、介護認定審査会で2,043人、障害者介護給付市町村審査会で89人となっています。

公平・公正かつ適正な審査が行われるよう、今後とも両審査会の円滑な運営に努めていきます。

次に、青少年健全育成について申し上げます。

奥越青少年愛護センターでは、地域における青少年の非行防止や健全育成を図るため、170人の補導委員を中心に、街頭補導と愛の一声運動を推進しています。

本年11月末で、124人に対し道路交通マナー等に関する声掛けによる指導を行いました。

また、青少年指導員による面接や電話での相談活動では、これまでに2件の相談を受けています

さらに、社会福祉や環境美化活動などに尽くした青少年を顕彰する善行青少年表彰を本年度も予定しており、現在、各学校や関係機関などに推薦をお願いしているところです。

今後とも、地域の皆さまや関係機関などと連携をとりながら、青少年の健全育成に努めていきます。

次に、広域観光の推進について申し上げます。

本組合では、奥越前観光連盟を中心に、大野市・勝山市と連携し、奥越前の魅力発信と観光誘客の促進に努めています。

本年度から、中部縦貫自動車道の全線開通を見据え、特に中京方面に向けインターネットサイトへの広告で奥越前のスポット・イベント等を紹介しています。

また、10月下旬にインテックス大阪で開催されました世界最大級の旅の祭典、ツーリズムEXPOジャパンに、福井県などとブースを共同出展しました。

関西地区において初めての開催となりましたが、約15万人の来場者があり、新たに製作した奥越前ドライブマップの配布等を行い、奥越前のPRに努めるとともに、同時開催されました旅行者との個別商談会にも参加し、昨年に比べ商談件数が増え、奥越前への誘客ツアー造成に手応えを感じたところです。

また、新たな取り組みとして、12月5日におもてなし講演会を開催しました。

観光ビジネスのスペシャリストをお招きし、観光客増を事業者の利益増に結びつけるための「おもてなしを超える『おもてなし経営』を実践する」と題した講演をいただき、事業

者を中心に約60人の参加者があり、大変好評でした。

一方、九頭竜テラル高原推進協議会では、昨年度も好評であった「おさがりマッチング」を継続して実施しています。

これは、不要となったお子さまのスキーウェアやスキー板などのスキー用品を譲渡し、スキー経験のないお子さまのゲレンデデビューを応援する取り組みです。

また、本年度は、九頭竜テラル高原の県外での知名度を高め、奥越前のスキー場への誘客拡大を図るため、各スキー場を紹介した奥越前ウインターマップを製作しました。

こちらもツーリズムEXPOジャパンの会場において配布し、PRに努めました。

圏域内の各スキー場が雪に恵まれ、大勢のスキー客でにぎわうことを期待しています。

さらに、圏域を越えた活動としましては、環白山広域観光推進協議会と連携してパンフレット作成や配布、出向宣伝などを行っています。

今後も関係団体と連携を強化し、さらなる誘客と奥越前を中心とした観光周遊を促進していきます。

それでは、ただ今上程されました議案について申し上げます。

予算議案につきましては、一般会計とふるさと市町村圏振興事業特別会計の補正予算2件についてご審議をお願いするものです。

次に、条例議案につきましては、大野・勝山地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案などの3議案、そのほかといたしましては、平成30年度一般会計及びふるさと市町村圏振興事業特別会計の歳入・歳出決算の認定1件について、ご審議をお願いするものです。

各議案の内容につきましては、事務局長が説明しますので、慎重にご審議のうえ、妥当

なるご決議を賜りますよう、よろしくお願
い申し上げます。

○事務局長（山村英幸君）

私から、議案第7号から第11号までの議案
5件と認定第1号の内容についてご説明申し
上げます。

まず、

議案第7号 令和元年度大野・勝山地区広
域行政事務組合一般会計補正
予算（第1号）

について説明いたします。

一般会計補正予算（第1号）案は、歳入歳
出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,827万
3,000円を追加し、補正後の総額を13億1,420
万6,000円とするものです。

歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの
金額については、3号・4号の「第1表 歳
入歳出予算補正」でお示ししてあるとおりで
す。

最初に、歳出から説明いたしますので、4
号をお開きください。

款2総務費1,827万3,000円増額の主なもの
は、大野市、勝山市への返還金です。

次に、歳入を説明いたしますので、3号を
お開きください。

款6繰入金11万1,000円の増額は、ふるさ
と市町村圏振興事業特別会計からの繰入金で
す。

款7繰越金1,816万2,000円の増額は、平成
30年度の決算に伴います繰越金です。

第2条 債務負担行為の補正につきましては
、5号の「第2表 債務負担行為補正」に
お示ししてあるとおり、ごみ処理施設等運
転管理業務委託について、期間を令和2年度
の1年間、限度額を2億6,433万円と定め、
追加させていただくものでございます。

次に、

議案第8号 令和元年度 大野・勝山地区

広域行政事務組合ふるさと市
町村圏振興事業特別会計補正
予算（第1号）

について、説明いたします。

特別会計補正予算（第1号）案は、歳入歳
出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万1,000
円を追加し、補正後の総額を407万7,000円と
するものです。

歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの
金額については、3号・4号の「第1表 歳
入歳出予算補正」でお示ししてあるとおりで
す。

最初に、歳出から説明いたしますので、4
号をお開きください。

款1総務費11万1,000円の増額は、一般会
計への繰入金です。

次に、歳入を説明いたしますので、3号を
お開きください。

款1財産収入で、ふるさと市町村圏基金利
子分28万円を増額し、款2繰入金の一般会
計繰入金を28万円減額しています。

款3繰越金11万1,000円の増額は、平成30
年度の決算に伴います繰越金です。

次に、

議案第9号 大野・勝山地区広域行政事務
組合会計年度任用職員の給与
及び費用弁償に関する条例の
制定について

は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改
正する法律による、地方公務員法及び地方自
治法の改正に伴い、会計年度任用職員制度が
創設されることに伴い、会計年度任用職員の
勤務条件の規定を行うもので、施行日は令和
2年4月1日としております。

次に、

議案第10号 地方公務員法及び地方自治法
の一部を改正する法律の施行
に伴う関係条例の整備に関す

る条例の制定について

は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うもので、施行日は令和2年4月1日としております。

次に、

議案第11号 大野・勝山地区広域行政事務組合廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

は、廃棄物の処理手数料の見直しに伴い所要の改正を行うもので、施行日は令和2年4月1日としております。

次に、

認定第1号 平成30年度大野・勝山地区広域行政事務組合一般会計及びふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について

説明いたします。

地方自治法第292条において準用します同法第233条第3項の規定により、平成30年度大野・勝山地区広域行政事務組合一般会計及びふるさと市町村圏振興事業特別会計の歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものです。

なお、平成30年度決算に係る主要な施策の成果に関する説明書を添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

決算書の内訳につきましては、平成30年度大野・勝山地区広域行政事務組合歳入歳出決算書にて、説明させていただきます。

それでは、歳入歳出決算書3冊、総括表をお開きください。

まず、一般会計ですが、歳入決算額は12億6,970万7,989円、歳出決算額は12億5,154万5,457円で、歳入歳出差し引き残額は1,816万

2,532円となりました。

次に、ふるさと市町村圏振興事業特別会計では、歳入決算額は407万4,312円、歳出決算額は396万3,053円で、歳入歳出差し引き残額は11万1,259円となりました。

両会計とも形式収支並びに実質収支は黒字となっております。

説明は、以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（近藤栄紀君）

会議の途中でありますが、暫時休憩いたします。

（午前10時23分 休憩）

（午後1時15分 再開）

○議長（近藤栄紀君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、質疑並びに日程第4「一般質問」を合わせて行います。

なお、一般質問時間は会議規則第52条の規定に基づき、議長において同一議員につき答弁を含めて30分以内に制限いたします。

山田君の質問を許します。

○5番（山田安信君）

日本共産党の山田安信です。

まず、奥越二次医療圏の取り組みと、福井勝山総合病院について質問します。

ことし9月に厚生労働省が全国424の公立・公的病院を名指しして、病床削減など再編統合を迫り、対象となった地域の住民や議会・病院関係者から強い反対の声が上がっています。

この問題は、大野市と勝山市にとっても人ごとでは済まされない問題です。

奥越地域は二次医療圏と位置づけられて、福井勝山総合病院が拠点病院となっています。

しかし、これまでも奥越地域外への患者さんの流出割合が高いことなどを理由に、二次医療圏の位置付けさえ見直し対象になってきました。

私たちは、この奥越二次医療圏の問題は、両市の市民の命と健康、さらに地域雇用や地域経済などの視点から、両市が共同で対応すべき課題だと考えています。

大野・勝山地区広域行政事務組合の概要という資料には、過去の経過と現在実施している五つの事業が記載されています。

過去の経過では、伝染病隔離病舎管理が共同処理されていたので、医療の課題を事業対象にすることは可能です。

さらに現在の事業には、広域観光の推進など、両市の事業の連携を図るという柔軟な課題設定も可能です。

そこで私たちは奥越二次医療圏の取り組みを共同処理の項目に追加して、具体的な事業に取り組むべきだと考えますが、管理者及び副管理者の見解を伺います。

共同処理と位置付けるには、具体的な取り組みが必要となります。

そこで幾つかの取り組みを提案します。

まず、地域でお産のできる医療体制の取り組みです。

少子化が進む中で、地域の産科医療体制を維持発展させる、これは両市の魅力あるまちづくりにとっても重要な課題ですが、福井勝山総合病院と福井大学医学部の連携と、さらに両自治体の支援で福井勝山総合病院の産科医療は全国トップレベルの体制になっています。

二次医療圏を維持するためには、患者さんの地域外への流出を少なくすることが重要な手法ですから、抜群な産科医療体制を市民に周知して利用していただく、そのために両自治体が連携して支援事業に取り組む必要があ

ると考えますが、管理者及び副管理者の見解を伺います。

二つ目は、高齢化が進む中で、地域密着型医療の取り組みを充実することです。

これも自治体単位ではなく、二次医療圏を考慮した取り組みが必要です。

福井勝山総合病院は、地域医療推進機構が運営しており、この名称どおり福井勝山総合病院は、地域密着型医療の取り組みを位置付けています。

以前、私は、自治体が推進している検診事業で、自治体が例えばバスを借り上げて、福井勝山総合病院の検診事業と連携できないかと考えまして、病院の事務長などとも意見交換したことがあります。

そのとき、事務長さんからは病院としても地域密着型の医療に取り組むために、採算がとれないけれども、検診車を運行したいと考えてるとのことでした。この病院の取り組みと自治体が連携すれば、地域密着型の医療の充実につながると考えますが、管理者及び副管理者の見解を伺います。

次に、コミュニティバスの相互の乗り入れについて質問します。

今、提案した医療の問題や共同処理している広域観光の推進からも、大野市と勝山市の公共交通体制の連携は不可欠です。

ところが、両市間の公共交通体制は極めて不十分で、両市間の鉄道は廃線になり、バスも広域バス路線は便数が少ない、これが現実です。

これを打開するために、大野市と勝山市が運行しているコミュニティバスを相互に乗り入れできないか、この公共交通の連携を共同処理に位置付けられないか、これが私たちの提案ですが、管理者及び副管理者の見解を伺います。

これも共同処理と位置付けるには、この問

題でも具体的な取り組みが必要になります。

そこで幾つかの取り組みを提案します。

一つは、大野市が下庄地区などに運行している路線と、勝山市が猪瀬地区などに運行している路線を共同で運行する提案です。

これが実現できれば、広域バスの少ない便数を補うことができます。

もう一つは、大野市が六呂師地域に運行している路線と、勝山市が平泉寺町岩ヶ野地区に運行している路線を、これも共同で運行する提案です。

これらが実現できれば、双方とも定住者は少ないものの、平泉寺と六呂師などの両市の観光資源の振興としても効果が期待できます。

私たちは、この連携は大野市と勝山市だけで完結する問題ではなく、さらなる広域連携が必要だと考えています。

生活路線としては、JR越前大野駅、えちぜん鉄道勝山駅、福井勝山総合病院などの両市の施設を効果的につなぐだけでなく、永平寺町の福井大学病院にもつなぐ努力が必要です。

特に勝山市と福井大学病院をつなぐ広域バス路線が廃止され、奥越地域と福井大学病院をつなぐ民間の乗り合いタクシーが運行されているものの、福井大学病院へのアクセスが非常に悪くて不便です。

これを解決するために、大野市、勝山市に加えて、永平寺町と福井市との連携も必要です。

さらに広域観光を考えた場合、福井駅と奥越地域を結ぶ鉄道では、ぐるりとはつながらないんです。

これをつなぐには、現状ではコミュニティーバスの相互乗り入れが最も実現性が高いと考えます。

本来なら、こうした地域連携は、ふくい嶺北連携中枢都市圏の事業で対応すべきですが、

残念ながらこれが十分に機能していないので、これを改善していくことも含めて、両市の連携が求められると考えますが、管理者及び副管理者の見解を伺います。

次に、こういった共同処理以外での自治体連携について質問します。

私たちは、それぞれの自治体の独自性や権限を尊重しつつ、自治体連携が必要な事業は数多くあり、一部事務組合や連携中枢都市圏などでも対応できない課題も多いと考えています。

例えば自治体が策定する総合計画などは、自治体を越えた経済圏や生活圏への対応というよりも、各自治体完結型の発想で策定され、これがさまざまな矛盾を持つ原因ともなっています。

この問題は、一部事務組合の権限を越えるものなので、この場で有効な対策を示せないということを理解した上で、自治体間の連携という視点で、問題提起をしたいと考えての質問だにご理解ください。

そこで抽象的な指摘をしても、具体的な施策には結びつかないので、幾つか具体的な問題で見解を伺いたいと思います。

まず奥越地域の地域経済対策を、競合ではなく連携でのウインウインの関係をつくる課題です。

例えば、道の駅事業や企業誘致などは、各自治体で実施していますが、連携調整するという機関がありません。

この対策として、行政と議会、それぞれが権限を侵害しない範囲で、率直に議論する場をつくる必要があると考えます。

奥越地域に中部縦貫自動車道が完成すれば、特に名古屋市などの中部圏とのアクセスはよくなり、福井県立恐竜博物館のリニューアルなどの整備も加わって、道の駅や企業誘致などへの効果は期待できるものの、各自治体の

連携は、現状でいいのかと強く感じます。

例えば観光だと、観光客の大野市と勝山市の間の移動が増えれば、道路沿線のビジネスチャンスが増え、民間事業が伸びる環境をつくれます。道の駅事業も各自治体の判断に任せておくのか、それとも地域戦略構想を一致させて取り組むのか、この違いは大きく影響すると考えます。

企業誘致も、自治体財政が厳しくなる中で、補助制度の競争を doing は、いずれ対応できなくなります。

そこで、こうした一部事務組合の範囲を超えた自治体連携の課題への対応について、管理者及び副管理者の見解を伺います。

もう一つは、両市の自治体の権限が直接及ばない課題への対応です。

例えば高校教育の問題は、福井県の権限ですが、奥越地域の少子化は、私たちの想定を超える勢いで進行しており、勝山市では昨年度に生まれた子供さんは120人台になり、現在の中学生だと同学年が約170人程度ですから、3割も減っているのです。

これだけ子どもが減ると、奥越地域の県立高校3校体制は、どうなるのかと危惧します。

福井県教育委員会は、県立高校教育の在り方の検討を始めています。

私たちは、市民の生活環境を考慮しないで学校の適正規模という基準で判断したら、地域全体が疲弊する危険があると心配しています。

そこで、奥越地域の子どもたちの全てを視野に入れて、さらに少子化と過疎化が進む地方の教育環境はどうあるべきなのか、この理念を一致させて取り組むべきだし、これは高校教育にも関係する問題だと考えます。

そこで、こうした両市の自治体の権限が直接及ばない課題への対応について、管理者及び副管理者の見解を伺います。

○議長（近藤栄紀君）

山田君の質問に対する理事者の答弁を求めます。

○事務局長（山村英幸君）

山田議員のご質問にお答えいたします。

まず、奥越二次医療圏の取り組みと福井勝山総合病院についてお答えします。

平成30年3月に策定されました第7次福井県医療計画では、気象条件や高齢化を踏まえたアクセスの状況、地域包括ケア病棟など回復期病床の整備による地域完結型医療の推進など地域の実情を考慮し、従来と同様、奥越が福井県内四つの圏域の一つとされており、福井勝山総合病院は、奥越二次医療圏の中で拠点病院及び病院群輪番制参加病院となっております。

しかしながら、現在、本組合では組合規約第3条で定められております広域観光事業、廃棄物処理施設の管理運営事業、介護認定審査会及び障害者介護給付市町村審査会事業並びに奥越青少年愛護センター事業の共同処理を行っていますが、医療関係の事務は所管しておりません。

なお、議員ご承知のとおり共同処理をする事務を変更しようとするときは、地方自治法第286条の規定により大野市・勝山市の協議によりこれを定め、両市議会の議決を経て、福井県知事の許可を受けなければならないとされております。

次にコミュニティーバスの相互の乗り入れについてお答えします。

現在、コミュニティーバスとして、大野市の市街地から友江の大野警察署までの運行本数は12便、勝山の市街地から猪野瀬地区までは6便が運行され、デマンドバスとして大野市南六呂師までは4便、勝山市平泉寺町岩ヶ野地区までは4便が運行されております。

また、大野市と勝山市の間を運行する京福

バスについては、平日8便、土曜・日曜・祝日は5便となっております。

このバスは、JR越前大野駅からえちぜん鉄道勝山駅を経て、福井勝山総合病院をつないでおりますが、福井大学医学部附属病院に行くには、えちぜん鉄道勝山駅で電車に乗り換え、永平寺口駅からはバスへの乗り換えが必要となります。

公共交通事業は、先ほど申し上げたとおり、本組合の所管事業とはなっておりません。

繰り返しになりますが、共同処理をする事務を変更しようとするときは、勝山市、大野市の協議によりこれを定め、この協議は両市議会の議決を得なければならないこととされております。

なお、バスや鉄道の連携につきましては、生活路線の確保の観点から重要であると考えますが、それぞれ固有の事情もあり、これを踏まえ両市で取り組まれるべき課題であると考えています。

次に、共同処理以外での自治体連携については、両市にとって重要な課題ではありますが、広域の議会でお答えすべきことではないと考えます。

○5番（山田安信君）

今、答弁いただいたんですけども、一番の話は制度の説明を答えられただけで、私が聞いているのは、奥越二次医療圏の取り組みと、この福井勝山総合病院の具体的な事業についてどう取り組んでいくのか、そのために共同処理をしたらどうかという提案なんですよ。

これに対して、管理者、副管理者、両市の首長の代表ですからね、お二人の見解を伺いたいということなんですけども、見解が先ほど述べられた制度説明しかないので、再度見解を伺います。

○管理者（石山志保君）

山田議員の再質問にお答えしたいと思います

す。

今、私、名乗らせていただきましたとおり、管理者の石山でございます。

共同処理に関する事務のことについてお尋ねということですが、先ほど当初の答弁でお答えをさせていただきましたとおり、勝山市、大野市の協議によりこれを定めて、両市議会の議決を経てという経過をたどるといことになるということでございます。

○5番（山田安信君）

じゃ、伺いますけども、これまでもね、共同処理を増やしたり減らしたり、してきているんですよ。

最初からフィックスでやっているわけではありません。

ですから、手続として両市の協議はまず必要だという話は理解していますよ。

だから、その位置付けをする、まず両管理者としてのね、意気込み、全くない、今のままでいいんやと、連携も必要ないし、何もしなくていいのかっていう問題提起をしているんですよ。

その見解を伺いたいと思います。

○参事（田中雄一郎君）

再質問にお答えいたします。

今ほど、市長から管理者、それから局長がご答弁申し上げましたとおり、やはりこちらの件に関しましては、両市のまず協議に至る前に、各市のほうでいろいろそういった問題点をきちんと整理した上で、両市として、協議を進めるための話をしていくと。

そのことが、まだ全然整っておりませんので、今現在こちらのほうで両者の協議の場に持っていくといったようなことは考えておりません。

○議長（近藤栄紀君）

以上で、山田君の質問を終結いたします。

これにて、質疑並びに一般質問を終結いた

します。

お静かに願います。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次これを許します。

○5番（山田安信君）

日本共産党の山田安信です。

私は

議案第7号 令和元年度大野勝山地区広域
行政組合一般会計補正予算
(第1号)

について反対討論をいたします。

議案第7号には、ごみ処理施設等運転業務委託の債務負担行為として、令和2年度の事業費2億6,433万円が含まれています。

この提案された業務委託には、従来委託してきた事業に加え、これまで直営で行ってきた事業を委託に移行させることで、約7,700万円の委託費が増えることがあります。

この委託費のほとんどが人件費ですが、この人件費の積算が地方財政法などで費用対効果が求められており、これまでの直営に比べた委託方式の費用削減効果が問われます。

この直営方式との算定に当たっては、中長期的な比較をするには、現在での比較だけではなくて、会計年度任用職員制度に移行した時点との比較が当然必要になってきます。

ところが、こうした検証もせずに判断するのは、問題があると考えます。

さらに、委託にしますと、人件費の権限が全て民間任せになり、最悪の場合、人件費の実質的なピンはねすら防止できなくなります。

政府は、行政事務の同一労働同一賃金を推進するために、会計年度任用職員制度を導入しましたが、この制度を適用して働く市民の皆さん方の労働環境を行政の責任で管理すべきであり、私たちは安易な民間任せは避けるべきだと考えています。

さらに、直営による人件費支払いには、消費税の支払いは発生しませんが、委託にすると、この人件費にも少なくとも管理費が上乘せされ、さらにこの消費税が適用されます。

つまり、組合として支払う額がたとえ同じでも、委託だと消費税の10%分は働く人たちに支払われないのに、直営方式だと確実に全額が働く人に支払われるんです。

私たちは、委託事業を全て否定まではしませんけれども、行政機関としての総合的な判断が求められると考えます。

以上、指摘した理由や全員協議会で指摘したことも含めて

議案第7号 令和元年度大野勝山地区広域
行政組合一般会計補正予算
(第1号)

には反対をいたします。

○議長（近藤栄紀君）

次に、野村勝人さん。

○10番（野村勝人君）

日本共産党の野村勝人でございます。

私からは

議案第11号 大野・勝山地区 広域行政事務組合廃棄物処理施設の設置及び条例の管理に関する条例の一部を改正する条例案について

反対の立場から討論をいたします。

議案第11号には、家庭系ごみの持ち込み手数料の無料化を50*以下から20*以下の制限にするということが含まれております。

まず指摘したいのが、この制度変更により、持ち込み窓口の事務費は変わらないのに、市民負担が増えるだけ、という大きな問題があることです。

この制度変更が、市民負担を増やしてでも実施しなければならないことなのか、慎重に考えるべきではないでしょうか。

本議案の提案理由の説明では、この制度変更の目的をごみの減量化としていますけれども、このごみの減量化とは、何を目的にしているのでしょうか。

もし、ごみ処理施設の処理能力を超えているのなら、ごみ減量化は緊急性があると思いますが、平成19年度のごみの総量は2万2,000トでしたが、平成30年度は2万1,000トと減少しているのです。

ですから、早急にごみの減量化すべき必要性はなく、ごみ処理施設の処理能力には関係がないということです。

また、家庭系ごみの持ち込みを制限することが、ごみ減量化に、どれだけの効果があるのかを見てもみると、平成19年度の家庭ごみの持ち込み量は1,607ト、平成30年度は3,428トで1,821ト増えていますけれども、こうしたデータを冷静に分析すれば、家庭系ごみの制限を行ってもごみ減量化の効果は小さいということは明らかではないでしょうか。

ごみを減量するという事は重要な政策目標であると理解していますけれども、ごみの減量化は、ごみの発生源で対策を講じるほうが効果的ではないでしょうか。

規制をすれば、全体のごみ量も減るのではないかという意見があるようですけれども、これは風が吹けばおけ屋がもうかる式の論理で、合理性は疑問です。

私たちの提案は、ごみが増えているというなら、まず原因を分析すべきではないかと思えます。

その分析の結果で、例えば、自家栽培の野菜ごみが増えているなら、農地へのすき込みを啓蒙するとか、コンポストや生ごみ処理機に補助して普及するなどの対策が効果的だと考えます。

また、古紙などのごみがふえているなら、地域や団体など資源ごみ回収への補助制度を

もっと充実する方が効果的ではないでしょうか。

全員協議会の質疑で、今回の制度変更は、家庭ごみの持ち込み車両を減らして混雑を解消したい、こういう目的があるっていうことを確認しました。

それなら、提案理由の説明はごみの減量化ではなく混雑対策とするべきではないでしょうか。

混雑対策とごみの減量化は同意語ではなく、こんな誤解を招く表現は、今後すべきでないと思えます。

この課題でも、持ち込みが増えた原因を分析して効果的な対策を講じるという発想が必要ではないでしょうか。

利用者アンケートを行えば、持ち込みの動機の分析は可能です。

さらに混雑を避けたいというのは利用者全てのニーズですから、これに対応するサービスで解決を図る、そういう発想も必要ではないでしょうか。

私たちは、持ち込み台数が増えた原因を検証して、個々の原因に対する対策を講じるべきだと指摘しておきます。

特に年末大掃除などによる混雑は、利用者の経済負担で解消されるとは思えません。

大掃除で出る大量のごみは、一度にステーションに出せず、また、次の回収まで家で保管するという事もできずに持ち込むものと考えますが、それが原因ならば、混雑する時期に限定して、収集する回数を2回から3回にする、というのも効果的な策であり、無料化が50%以下になっているために、複数回に分けて持ち込むのが原因なら、無料化の重量を、さらに、20%に制限するのではなく、逆に緩和するほうが効果的だと考えます。

以上、分析の結果、予想される原因が特定された場合の対策を提案しましたが、本件議

案のように、家庭系の持ち込み重量を制限しても全体のごみの減量化の効果は少なく、しかも、持ち込みの車両を減らして混雑を解消したい、という目的の効果も期待できないのではないのでしょうか。

また、車の退避場を確保して、道路通行の支障にならない対策も必要ではないでしょうか。

それと、混雑を分散させる対策として、ウェブ等で混雑状況を配信するという、これも効果的な対策だと考えられます。

何よりも、大野・勝山地域では家庭でのごみ分別の負担が軽く、また、市民からは気軽に持ち込めるという、こういう評判がよい、このことは地域の魅力として、継続するべきではないのでしょうか。

また、現行の条例にも問題があると思います。

家庭系のごみ持ち込みの場合50^{キログラム}以下だと無料なのに、51^{キログラム}になると全重量に料金が徴収される、これは不公平ではありませんか。

市民の中には、この負担を避けようとして複数回に分けて持ち込むという事例もあると理事者も認めています。

つまり、この不公平が混雑を増やす一因ともなっているのです。

これらの対策として、家庭系ごみの有料範囲は50^{キログラム}を超えた分、と条例を改正すべきではないのでしょうか。

また、焼却施設の償還が終了して、その施設を適正に管理していけば自治体の負担が減ります。

その分は市民に還元するべきではないのでしょうか。

つまり、ごみステーションに出すごみは無料ですので、家庭系のごみの持ち込みの料金を引き下げて市民負担を減らす。

これを実行すれば市民から歓迎されるのではないのでしょうか。

このためには、消費税が上がったからと市民の負担を増やすのではなく、徴収単価を引き下げる、そのほか、私たちが指摘した問題の改善、そして、提案させていただいたことも盛り込んでいただき、市民に喜ばれるようにするための条例の改正が必要であると思います。

同時に、このために混雑がひどくならないような手だても必要です。

以上、全員協議会で指摘したことや提案させていただいた事も含めて、議案第11号の反対討論といたします。

○議長（近藤栄紀君）

以上で、通告による討論は終わりました。

これにて、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

最初に、討論のありました

議案第7号 令和元年度大野・勝山地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）

について起立採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号について、原案のとおり決することに賛成の諸君は起立願います。

●起立

○議長（近藤栄紀君）

起立多数であります。

よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、討論のありました

議案第11号 大野・勝山地区広域行政事務組合廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

起立採決いたします。

お諮りいたします。

議案第11号について、原案のとおり決することに賛成の諸君は起立願います。

●起立

○議長（近藤栄紀君）

起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

引き続き、一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号 令和元年度大野・勝山地区広域行政事務組合ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第1号）

議案第9号 大野・勝山地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第10号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

認定第1号 平成30年度大野・勝山地区広域行政事務組合一般会計及びふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について

以上4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

以上4件については、原案のとおり可決、認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（近藤栄紀君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第8号から議案第10号まで及び認定第1号の4件は原案のとおり可決、認定されました。

以上で、本定例会の付議事件は全て議了いたしました。

これをもちまして令和元年12月第123回大野・勝山地区広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

（午後1時52分 閉会）